

アジアの世界都市、香港における知的財産権の保護

今から200年前の香港は未開発の前近代的な漁村にすぎず、海外世界との交渉は極めて限られていたが、19世紀にイギリス人が到着すると、香港の経済・政治制度は大きな変化を遂げた。150年にわたる英国統治の間に、香港は中国南部および西太平洋地域における一大貿易センターへと発展したのである。そしてそれにつれて知的財産権(IP)の保護も次第に重要となっていった。英国の知的財産権関連の法規に基づき、香港でも知的財産権制度が設立されて、発明や新意匠の開発を奨励し、現実の物に表現された着想を保護することが可能となった。1873年に制定された香港の商標法は、世界に先駆けて整備された法規の1つである。

1997年に香港が中国の主権の下に返還された後も、香港は「一国二制度」の下で知的財産権制度に関する自治権を引き続き保有することとなった。アジアの世界都市たる香港の地位を保持するため、香港特別行政区はあらゆる種類の知的財産権(IPR)の保護に真摯に取り組んでいる。この取り組みは、包括的かつ近代的な知的財産権関連の法規、透明で一貫した法の執行、継続的な大衆への啓蒙活動によって実現されている。このような方策を実施して貿易や商活動への快適な環境を作り出すべく、香港ならびに海外の投資家のために知的財産権を確実に保護する努力を日夜続けている。

自治制度

香港は中国の領土の一部でありながら、「一国二制度」の下で高度の自治を享受している。香港には独立・分離した行政、立法、司法制度がある。概して香港の司法制度には最終的な審理権限が与えられている。また香港には確立された法治主義の伝統があり、すべての企業(個人)に対して公平な活動の場を提供している。香港の憲法である「基本法」は、香港で施行されている英国式の慣習法(コモンロー)が今後も効力を持ちつづけることを明記している。香港は、これまで通りシンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランドを含む他の慣習法地域での先例を踏襲するが、一方で、基本法第139条ならびに140条には、香港特別行政区が独自の知的財産権制度と法規を有すると明示している。

香港は独自の権限で世界貿易機関(WTO)に加盟しており、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)に拘束されている。国際基準に従い、香港は域内のニーズや状況を満たす香港固有のIP制度を制定している。そのTRIPSの基準は香港の域内法規を完全に反映したうえで、基準は国際標準以上のレベルで遵守されている。

基本法には香港と中国本土で別々のIP制度を制定することが盛り込まれているため、これら両経済圏の間では登録された知的財産権は相互に保護されるわけではない。つまり、香港で登録された知的財産権が自動的に中国でも有効なわけではなく、逆もまた然りなのである。しかし、両方の司法地域において特許、商標、意匠の出願をする際の優先順序を相互認識するための手段は設けられている。

現在、香港と中国本土間ではIP違反に関する裁判所の判決を相互に執行することはできないが、ニューヨーク条約に準拠して、両地域間で調停を相互に承認することになっている。香港は有能な調停人を多く擁しており、調停(仲裁)制度が発達している。海外企業に対しては、本土企業と交わす契約書には、論争が生じた場合の解決法として仲裁条項を含めておくことを推奨する。このようにして契約当事者は、両者の合意する仲裁専門家を指名したり、適用する仲裁規則について合意して

おくことができる。仲裁人を雇う今1つの利点は、仲裁が裁判費用に比べてより効果的、低費用であるという点である。

包括的かつ近代的な知的財産法

香港の知的財産権制度は包括的で、商標、著作権、特許、意匠、植物多様性、企業秘密などを網羅している。知的財産局(IPD)は、現行の IP 法規が技術革新の最新の発展や社会変化に適応できるようにするため、税関など他省庁の協力を得て、日々力を尽くしている。

近代的な商標法

商標とは企業が商業活動で扱うモノやサービスを識別するために使う、印やロゴのことである。香港は1873年以来、独自の商標法を制定しているが、現在は、商標権者の保護を促進するため登録制度の近代化を進めている。新商標法は2003年4月4日に発効した。商標は「目に見えるもの」でなくてはならないと規定していた旧商標法に対して、新しい法規では音や臭いからなる商標も含めるように商標の定義を拡大させている。また、この新しい法規では、モノとサービスを45項目に分類しているニース協定第8版を翻案して、分類システムの更新を図っている。

香港商標登記所は、モノとサービスに関する商標の登録を管轄している。登録出願手順は、商標規則に記載されている。香港では2003年に、20,382件の登録出願がなされ、20,359件が登録された。2004年6月30日現在で、登記簿には全部で182,752件の商標が登録されている。

デジタル時代に突入した現在、知的財産局(IPD)は外部のプロバイダーにより、新しいコンピュータ登録システムを開発して、新しい法律の実施を進めている。この新しく精巧なオンライン検索システムは、2003年1月31日より可動しており、商標出願者にユーザフレンドリーで無料の検索サービスを提供している。(<http://ipsearch.ipd.gov.hk/tmlr/jsp/index.html> の IPD の「商標検索システム」をご参照ください) 香港知的財産ジャーナル上で、2003年4月4日より商標の電子的な公表が可能となっている。商標の電子ファイリングシステムの第一段階は2003年12月31日に始まり、システムの完全稼働は2004年9月以降に予定されている。

現代の著作権法

香港の著作権法は1997年6月27日に発効し、独創的な文学、演劇、音楽、芸術作品、音声の録音、映画(フィルム)、放送あるいはケーブル放送番組、出版物印刷用の製版などを含む9項目の作品を保護している。香港における著作権保護に関しては正式な手続きの要件はなく、どのような形であれ、作品が完成したらその時点から権利が発生する。香港は著作権を全世界において保護しており、文学、演劇、音楽あるいは芸術作品に関する有効期間を創作者の寿命とその後の50年間としている。

多種多様な用途の情報の自由を維持するために、著作権法は著作権物に関して許可される行為を定めている。例えば、研究、個人的な学問、批判、評論、ニュース報道、教育目的の使用、図書館や記録保管所、その他での使用などに関する規定がある。

著作権法には1996年の世界知的財産権機関(WIPO)の2つの著作権条約を実施する際の規定も含まれており、その結果、著作物はデジタルネットワーク環境では特別保護の対象となっている。また、著作物保護制度の抜け道を利用した製造・販売に対する有効な規定も盛り込まれている。さらに、著作権違反防止法と輸出入法の規定によって、光学ディスク(例えばCDとCD-ROM)の製造な

らびに関連する工場設備などの輸出入は、税関の厳重な監督下に行なわれることになっている。さらに、映画および一般実演物の密輸を防ぐための規定も用意されている。

現代の特許と意匠

香港では新しい発明は特許法の下で保護されているが、香港は実質的な特許出願の審査は行なわない。香港では標準特許と短期特許という2種類の特許を登録することができる。標準特許の保護は24年間まで認められるが、短期特許は8年までである。標準特許は指定された特許庁に出願して認められることになるが、指定特許庁としては、中国国家知識産権局)、英国特許庁、ヨーロッパ特許庁(英国での特許出願の場合)がある。香港で認可された標準特許は、他の指定された特許庁によって認可された特許とは無関係である。短期特許は直接に特許登記所に出願して認可を得ることができる。短期特許の認可に先立って、出願者は指定した検索機関による検索報告書を提出しなければならない。

新しい意匠は登録することによって意匠登録法による保護を受けることができる。特許の場合と同様に、意匠の登録は正式な手続きを踏んでいる場合のみの審査となる。登録意匠の保護は最長25年間である。

知的財産関連の出願における E コマース(電子商取引)への需要を満たすために、知的財産局(IPD)は、現在、特許と意匠をインターネット上で行なえるようにする登録方法を構築中である。登録意匠用の新しいオンライン検索システムは、2004年6月1日より稼働している。また2004年5月7日より、香港知的財産権ジャーナル上で特許と意匠の電子的な公表が可能となる。特許と意匠の電子ファイリングシステムの第一段階が今年7月から導入される。電子ファイリングシステムの完全稼働は、2004年後半以降に予定されている。

透明で効果的な法の執行

香港の法律は知的財産権違反に関する民事法上の救済を規定しているが、商業的規模での著作権侵害や商標違反に対しては刑事法上の制裁が下される。さらに香港において光学ディスクあるいはスタンパーの製造を望む者は、著作権違反防止法によって、許可証(ライセンス)を取得しなければならないと規定されている。これに違反すれば罰金と禁固刑の対象になる。

税関は香港の商標ならびに著作権関連法規の刑事規定を執行する責任を担っている。税関は(250人の常勤職員、150人の特別要請の捜査員を含む)アジア地域最強の専門捜査チームを有し、海賊行為を厳格に取り締まっている。捜査チームは著作権侵害の訴えがあると、調査し、海賊商品や偽造品の製造、流通、販売、輸出入を取り締まっている。さらに税関は光ディスク製造用の許可証(ライセンス)も発行している。2004年4月18日までに、800の光ディスク生産ライン、21のスタンパー製造工程を持つ117の工場がライセンス認可を受けている。2002年に税関が実施した10,300件以上の強制捜査では、違反ディスク620万枚が押収されたが、そのうちの半数以上がデジタルエンターテインメント商品であった。税関による熱心な取締りのおかげで、高価なコピー製造機を使った大規模な違法・偽造光ディスク製造は根絶された。市場に出回る海賊版は、1997年以降99%減少した。まだ市場に残っているCDは、ほとんどが比較的効率の悪い家庭用CDレコーダーで作ったものである。

2000年、税関は7人のスタッフから成る「インターネット海賊取締りチーム」を編成し、インターネット上の海賊行為32件を摘発し、使用機器を押収、また2000年から2004年の間に54人を逮捕した。

税関は定期的に FBI のコンピュータ法学分野の訓練を受けている。

効果的な啓蒙運動

知的財産局(IPD)は、一般大衆の知的財産の保護に関する教育・啓蒙をめざす専門家チームを擁しており、啓蒙活動に年間百万米ドルをかけている。その活動は年間を通して行われる学校訪問、キャンペーン、マスコミを使った放送、展示、ロードショー(巡回展示)などである。また、スターを起用した「偽造にノー」「誓約します」キャンペーンも実施している。2916店舗を擁する449件の小売店が、自分たちは純正品しか販売しないという誓約プログラムに加入した。また、一般市民の中からも純正品しか買わないと誓約する個人 8000 人が、この活動に参加している。

2003-04 年にかけて、知的財産局(IPD)とビジネスソフトウェア・アライアンス(同盟)は共同で海賊ソフトへの対抗キャンペーンを実施した。主要な新聞や IT 関連誌を使って、海賊行為をなくそうという広告を流した。Announcement of Public Interest (API, 公共広告)が作成され、主なテレビ局を通じて放映され、また香港の主要交通機関で展示された。業界向けのソフトウェア・アセットマネジメント(資産管理)に関する一連の共同セミナーが開催され、同年には、知的財産局(IPD)は音楽著作権に関する公共利益広告が作成、海賊版の音楽をダウンロードしないようにと、知的財産権遵守を呼びかけた。2004 年は一年を通して、ラジオで公共利益広告を放送することになっている。

2004 年 1 月には知的財産権保護に関する「第 5 回年間調査」の結果が発表された。報告書から香港人が知的財産権をよりよく理解するようになったことがわかり、創作者(クリエイター)の権利を尊重しようという意識が高まっていることが示されている。2004 年 4 月には「第 1 回知的財産に関する産業界の意識調査」の結果も発表され、香港の産業界では知的財産権に関する認識がかなり高いことが示されている。

知的財産局(IPD)は、創作活動に従事する人々へのコンレフェンスやセミナー活動を組織し、彼らが進んで自らの権利を守り、保護活動に前向きに取り込むよう支援している。

海賊行為や偽造を取り締まるためには、IP 権利者と香港政府との協力が欠かせない。政府は創造制作業界の代表者と定期的な会合を持ち、意見の交換や海賊行為に対処するための戦略策定の協議を行っている。差し押さえや起訴につながる情報提供者(インフォーマント)への報奨制度も設けられ、海賊行為取締りには有効な手段となっている。

今後の課題

世界知的財産権機関(WIPO)のカミール・イドリス事務局長は、次のように述べている。「現在のますます密接につながった世界では、新しい着想や発見、芸術的表現は、特にそれらの創造が知的財産システムを通じて金銭的な価値を生むとき、特に重要性を持つ。」(WIPO ウェブサイトより)
<http://www.wipo.int/about/en/index.html>

新規な発想や発明に基づく産業が隆盛している現在、現行の IP 制度における課題は何かといえればそれは、発明家と一般大衆の利害をいかにうまくバランスさせるかである。発明家の利益を保護して、さらなる発明や創造的な作品の制作を促す一方で、情報の自由な流れを促進して一般の人々の利益も守らなければならないからである。

今日のようなグローバル化した経済活動においては、かつての香港の漁村のように世界から孤立した社会には繁栄のチャンスはない。新しい挑戦に果敢に挑むために、香港は開明的な思考を身につけ、国際的 IP 基準に遅れないように前向きな手段を講じている。香港は、既存の IP 制度の下で

世界の国々と協調を図り、ニューテクノロジーや世界的なビジネストrendに対処すべく、より堅固なIP制度の構築に邁進する。